

## 現行の参議院議員選挙制度

### 概 要

定 数	・ 242人
任 期	・ 6年（3年ごとに半数121名改選）
選 挙 権	・ 満20歳以上の日本国籍を有する者
被 選 挙 権	・ 満30歳以上の日本国籍を有する者
選挙の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参議院議員選挙は、選挙区選出議員選挙（選挙区選挙）及び比例代表選出議員選挙（比例代表選挙）から構成される。</li> <li>・ 選挙区選挙 : 定数 146人（3年ごとに半数73人改選）</li> <li>・ 比例代表選挙 : 定数 96人（3年ごとに半数48人改選）</li> </ul>

#### (1) 選挙区選挙

選 挙 区	・ 都道府県（全国47）の区域を単位として選挙区を設置 各選挙区の定数として、2人～10人（偶数）を配分
立 候 補	・ 候補者本人又は推薦人の立候補の届出による。
投 票	・ 有権者が、候補者1人の氏名を投票用紙に自書する方法で実施する。
当 選	・ 選挙区ごとに、得票数の多い候補者から順に改選定数までの順位の者が当選する。

#### (2) 比例代表選挙（非拘束名簿式比例代表制）

選 挙 区	・ 全都道府県の区域を通じて選出
名簿の届出 (立 候 補)	・ 一定の要件を満たす政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びに候補者名を記載した名簿を届け出ることができる。なお、その名簿に登載された候補者には当選人となるべき順位を付さないこととする。
投 票	・ 有権者が、名簿に登載された候補者1人の氏名を自書する方法で行われる（候補者名による投票）。ただし、候補者の氏名に代えて、名簿届出政党等の名称又は略称を自書することができる（政党名による投票）。
当 選	<p>名簿届出政党等ごとに、候補者名による投票の得票数と政党名による投票の得票数を合算し、各政党等の総得票数を定める。</p> <p>各政党等の総得票数に比例して当選人の数を配分する方式（ドント方式）により、それぞれの政党等の当選人の数を定める。</p> <p>各政党等に配分された当選人の数の中で、各政党等ごとに得票数の最も多い候補者から順に当選人を決定する。</p>